

令和6年度報酬改定資料（短期入所事業所編）

令和6年度報酬改定 に関する概要について

1

世田谷区役所
障害福祉部
障害施策推進課

はじめに

2

- 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、短期入所の報酬改定に係る主な改定事項をまとめた資料です。
- 「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- 本資料は、令和6年2月時点作成のもので、最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 資料中に記載のページ数は「資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概」のページ数です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

↑ ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

↑ ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

回数	開催日	議題等	議事録/議事要旨	資料等	開催案内
-	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	-	▶ 資料 NEW 2月6日	-
第45回	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)について 2. その他	-	▶ 資料 NEW 2月6日	▶ 開催案内 NEW 2月2日

- 厚生労働省のホームページです。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検索

①緊急時の重度障害者の受入機能の充実（P 3 4）

3

○改正のポイント

- ・ 平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

【現 行】

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

①緊急時の重度障害者の受入機能の充実（P 3 4）

4

[見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

①緊急時の重度障害者の受入機能の充実（P 3 4）

5

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270単位／日

[見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	270単位／日
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	500単位／日

②福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設（P 34～35）

- ・福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

《福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】》

- ・福祉型強化特定短期入所サービス費（I）（障害者向け）

(一) 区分6	1,107単位/日
(二) 区分5	977単位/日
(三) 区分4	846単位/日
(四) 区分3	784単位/日
(五) 区分1及び区分2	715単位/日

②福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設（P 34～35）

《福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】》

- ・福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）

(一) 区分3	977単位/日
(二) 区分2	816単位/日
(三) 区分1	715単位/日

※医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

③医療的ケア児者の受入体制の拡充（P 3 5）

8

- ・福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

《重度障害児・障害者対応支援加算【新設】》 30単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

④医療型短期入所における受入支援の強化（P 35～36）

9

- ・医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》

- イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）1,000単位／日
- ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）500単位／日

④医療型短期入所における受入支援の強化（P 35～36）

※イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自ケア児者に対して当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。開始した日について、所定単位数を加算する。

※ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入口については、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認し短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短た上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始し期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。た日について、所定単位数を加算する。

⑤医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減（P 36）

11

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

12

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第45回 (R6.2.6)

資料2

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

（令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム）

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・ 8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・ 8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・ 8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・ 10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・ 11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・ 12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・ 12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・ 12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・ 13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・ 13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・ 13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・ 14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・ 14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・ 15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・・ 16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・ 17

障害福祉サービス等における横断的な改定事項 【短期入所関連部分のみ抜粋】（P8～18）

①福祉・介護職員等の処遇改善

- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善算」に一本化するとともに、今後新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→P186<福祉・介護職員等処遇改善加算について>を参照

障害福祉サービス等における横断的な改定事項 【短期入所関連部分のみ抜粋】（P8～18）

14

②地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する単位を加算する。

③強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

○ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する。

→P192 <重度障害者支援加算の拡充>を参照

○ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

障害福祉サービス等における横断的な改定事項

【短期入所関連部分のみ抜粋】（P8～18）

16

○集中的支援加算【新設】

[集中的支援加算算定要件]

イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

- ・強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

- ・指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

④意思決定支援の推進

- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

⑤本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- ・各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

⑥障害者虐待防止の推進

- ・ 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ・ 指定基準の解釈通知において、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

○虐待防止措置未実施減算【新設】

[虐待防止措置未実施減算要件]

- ・ 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
 - ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

障害福祉サービス等における横断的な改定事項

【短期入所関連部分のみ抜粋】（P8～18）

19

⑦身体拘束等の適正化の推進

○改正のポイント

- ・身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

【身体拘束廃止未実施減算の見直し】

[現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

⑧人員基準における両立支援への配慮等

- ・ 障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、見直しを行う。
- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

⑨障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内 等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ・管理者について、下記のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
 - ①利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
 - ②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。
また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと。
- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

⑩業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

【業務継続計画未策定減算【新設】】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の3%を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

⑪情報公表未報告の事業所への対応

○改正のポイント

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する減算を新設する。
- ・また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

【情報公表未報告減算【新設】】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の10%を減算する。

【都道府県等による確認【新設】】

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。